

非常警報設備 点検契約書

収入印紙

(契約者名)

(設置場所)

(以下甲という) は、_____

に設置した非常警報設備の点検及び障害排除等の処置を行うことに関し、_____

(以下乙という) と下記条項に依り点検契約を締結する。

第一条 乙は上記の場所に設置した非常警報設備の機能保全のため、外観及び機能点検：_____ヶ月、総合点検：_____ヶ月に一回技術員を派遣し消防法施行規制第31条の四に定める点検を行うことにより、甲の防火管理者が行う保守業務を補佐する。

乙は点検の結果及び処置の内容について甲に報告し、甲は乙の作業を確認の上、点検票に押印する。

第二条 甲は常にこの設備が正規の状態にあることを注意して、万一当該設備が作動したときは遅滞なく乙に通知する。乙がこの通知を受けたときは早急に出向いて適切な処置をとる。

第三条 本設備の定期点検に要する材料は乙の負担とする。但し次に掲げる費用は甲の負担とし、その都度乙の請求する金額を支払う。

- (1) 甲の都合により行う工事又は模様替えの為設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
- (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新交換の必要を生じた場合で甲の認めたもの。

第四条 契約期間は次の通りとする。

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第五条 点検料金は、外観点検 及び 機能点検一回：¥ _____ 総合点検一回：¥ _____

とし（設備内容、料金明細は別表による）甲は定期点検終了毎に乙の提出する請求書により甲の定期支払日に乙に支払うものとする。

第六条 契約期間中に社会情勢又は機器の個数その他の変更等により、点検料金を改定する必要を生じた場合は甲乙協議の上改訂する。

第七条 乙の技術員が甲の建物内でする乙の業務上の行為はすべて乙の責任とする。

第八条 その他この契約に規程しない事項の発生したときは別に甲乙協議の上決定する。

第九条 この契約に甲乙双方異議の申出ないときは尚一ヶ年継続する。爾後又同じ。

上記契約の証としてこの契約書二通を作成し甲乙記名押印の上、各一通を保存する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

甲

乙

設備内容 及び 点検料金明細

項 目	数量	外観及び機能点検		総合点検	
		単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)
点検 1 回分合計		—		—	